

新潟市農畜産物直売所設置要綱

| | | | |
|---------|-----|------|----|
| 平成 18 年 | 4 月 | 1 日 | 制定 |
| 平成 20 年 | 3 月 | 31 日 | 改正 |
| 平成 26 年 | 9 月 | 10 日 | 改正 |
| 平成 31 年 | 4 月 | 1 日 | 改正 |
| 令和 3 年 | 4 月 | 1 日 | 改正 |
| 令和 5 年 | 4 月 | 1 日 | 改正 |

(目的)

第1条 この要綱は、市街化調整区域に設置する農畜産物直売所の取扱いについて、必要な事項を定め、もって農村と都市との交流と相互の理解の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農畜産物直売所 農業者、農業法人、農業者で組織する任意団体及び市内の農業協同組合が、自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物(以下「開設者自らの生産する農畜産物等」という。)及び開設者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造(加工)したものを販売する施設をいう。
- (2) 農業者 市内に在住する者で農業委員会の「農家基本台帳」でその世帯(連携世帯を含む。)の経営面積が10アール以上、かつ、その者の農業従事者日数が年60日以上の者をいう。
- (3) 農業法人 農業者により構成され、事業として農業を営む法人を総称していう。
- (4) 農業者で組織する任意団体 農業者により構成され、法人格を有しない団体をいう。
- (5) 農業協同組合 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に位置づけられる法人格を有する組合をいう。
- (6) 開設者 農畜産物直売所を設置し、運営する者であり、かつ、第2号から第5号に掲げるもののいずれかであることをいう。
- (7) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。

(開設・拡張の認定)

第3条 開設者は、農畜産物直売所を開設しようとするときは、農畜産物直売所開設・拡張申請書(別紙様式1)を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。開設者が市長の認定を受けた農畜産物直売所を拡張しようとするときも、同様とする。

2 市長は、農畜産物直売所の開設又は拡張が適当であると認めるときは、開設者に「農畜産物直売

所開設・拡張認定書」(別紙様式2)を交付し、認定する。

- 3 農畜産物直売所の設置基準は、別表に定めるとおりとする。
- 4 市長は、農畜産物直売所が別表の設置基準に適合しないと認めるとき又はその構造設備が不適当であると認めるときは、第1項の認定を与えない。
- 5 市長は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第1項の認定に必要な条件をつけることができる。

(開設者の変更)

第4条 開設者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人以上あるときにおいてその全員の同意により農畜産物直売所経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人は、開設者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設の適正な保持)

第5条 開設者は、農畜産物直売所について、適正に維持管理するとともに排水、給水及び換気等、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(販売物要件)

第6条 農畜産物直売所での販売物は、農畜産物またはこれを加工したものであり、開設者自らの生産する農畜産物等の販売の割合及び開設者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造(加工)したものの割合が、他の農畜産物等よりも量的又は金額的に多くなくてはならない。

(年間販売実績書)

第7条 開設者は、毎年1月1日から12月31日までの「年間販売実績書」(別紙様式3)を翌年3月31日までに市長へ提出しなければならない。

(検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、開設者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に農畜産物直売所に立ち入り、第3条第3項又は第5項の規定により付した条件の遵守若しくは第5条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 当該職員が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(認定の取り消し等)

第9条 市長は、開設者が、第3条第3項の規定による設置基準、同条第5項の規定により附した条件、第5条又は第6条の規定に違反したときは、第3条第1項の認定を取り消し、又は期間を定め

て営業の停止を命ずることができる。

- 2 開設者は農畜産物直売所を廃業したときは、速やかに「廃業届」(別紙様式4)を提出しなければならない。
- 3 開設者は、前項の規定により認定を取り消されたとき、又は廃業したときは、敷地を農畜産物直売所開設以前の原状に復しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

設置基準表

| 項目 | 内 容 |
|------------|---|
| 1 開設（敷地）面積 | 概ね 1,000 m ² 未満（駐車場を含む） |
| 2 建 築 物 | (1) 延べ床面積は、200 m ² 以下（自転車置き場等の面積は含まない）とすること。 (2) 自己の業務の用に供する建築物であること。 (3) 平屋建てであること。 (4) 販売のための店舗及び管理施設（事務室、休憩室及び倉庫等）であり、同一棟（自転車置き場等は除く）であること。 (5) 周辺地域の景観と調和すること。 |
| 3 道路の幅員 | 建物の敷地は、6.0m 以上の道路（車両通行上支障のある部分は含まない）に 6.0m 以上接すること、かつ最寄りの道路の交差点まで 6.0m 以上の道路幅員があること。 |
| 4 施設の拡張 | 農畜産物直売所を開設後、「1 開設（敷地）面積」若しくは「2 建築物（1）延べ床面積」を拡張する場合は、経営計画に見合う規模であること。 |
| 5 そ の 他 | (1) 設置においては、農業振興地域の整備に関する法律で定める「農業用施設用地の要件」を満たすこと。 (2) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意を得られること。 (3) 駐車場は、施設に見合った有効な台数を確保すること。 |

農畜産物直売所開設・拡張申請書

年 月 日

新潟市長様

申請者

住所

氏名（名称・代表者）

新潟市農畜産物直売所設置要綱第3条第1項に基づき農畜産物直売所を
したいので、関係書類を添えて申請します。

開設
拡張

添付資料 【開設の場合】

- ・農畜産物直売所開設計画書（別紙様式1-2）

【拡張の場合】

- ・農畜産物直売所拡張計画書（別紙様式1-3）
- ・直近の年間版売実績書（別紙様式3）

【以下、共通】

- ・開設者である団体の概要及び構成員名簿
- ・位置図、平面図、立面図、排水系統図
- ・意見書（農業協同組合、土地改良区、自治会、農家組合）
- ・同意書（土地所有者、土地耕作者、隣地土地所有者）
- ・その他必要と認められるもの（登記簿謄本、見積もり、規約等）

農畜産物直売所開設計画書

| | | | | | | | |
|---|--|-------|----------------|--------|-----|------|-----|
| 直売所開設者 | | | 直売所名称 | | | 構成員数 | 人 |
| 開設主体 | | | 開設地 | | | | |
| 開設地決定理由 | | | | | | | |
| 工 期 | 着工予定年月日 | 年 月 日 | | 総事業費 | | | |
| | 竣工予定年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 開設予定年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| 開設(敷地)面積 ※駐車場含む | m ² | 延べ床面積 | m ² | 駐車可能台数 | 台 | | |
| 今後拡張の予定 | ※有の場合 有・無 予定時期： 年 月 拡張後の予定敷地面積(全体)： m ² 拡張後の予定延べ床面積(全体)： m ² | | | | | | |
| 年間販売計画 | 販売品目 | 仕入先 | 販売時期 | 販売量 | % | 販売金額 | % |
| | | | | | | 円 | |
| 合 計 | | | | | 100 | | 100 |
| 開設者自らの生産する農畜産物等の販売の割合及び開設者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造(加工)したものの割合(%) | | | | | | | |

※「開設主体」欄は「農業者」、「農業法人」、「農業者が組織する任意団体」、「農業協同組合」のいずれかを記入。

※延べ床面積には自転車置き場等の面積は含まない。

農畜産物直売所拡張計画書

| | | | | | | | |
|---|----------------|----------------|----------------|------|---|------|---|
| 直売所開設者 | | 直売所名称 | | 構成員数 | 人 | | |
| 開設主体 | | 開設地 | | | | | |
| | 現状 | 拡張分 | 拡張後(全体) | | | | |
| 敷地面積 ※駐車場含む | m ² | m ² | m ² | | | | |
| 延べ床面積 | m ² | m ² | m ² | | | | |
| 駐車台数 | 台 | 台 | 台 | | | | |
| 拡張の理由(今後、さらに拡張する予定がある場合はその旨も記載してください) | | | | | | | |
| 工 期 | 着工予定年月日 | 年 月 日 | 総事業費 | | | | |
| | 竣工予定年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 拡張予定年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年間販売計画 | 販売品目 | 仕入先 | 販売時期 | 販売量 | % | 販売金額 | % |
| | | | | | | 円 | |
| 合 計 | | | | 100 | | 100 | |
| 開設者自らの生産する農畜産物等の販売の割合及び開設者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造(加工)したものの割合(%) | | | | | | | |

※「開設主体」欄は「農業者」、「農業法人」、「農業者が組織する任意団体」、「農業協同組合」のいずれかを記入。

※延べ床面積には自転車置き場等の面積は含まない。

※年間販売計画は既存認定も含めた計画とする。

別紙様式2（第3条関係）

農畜産物直売所開設・拡張認定書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

年 月 日 付けで開設・拡張申請のあった下記直売所について、新潟市農畜産物直売所設置要綱第3条第2項の規定により、認定します。

記

| | | | | | |
|--------------------|----------------|-------|----------------|--------|---|
| 直売所開設者 | | | | 構成員数 | 人 |
| 直売所名称 | | | | | |
| 開設主体 | | | | | |
| 直売所開設地 | | | | | |
| 開設（敷地）面積 ※駐車場含む | m ² | 延べ床面積 | m ² | 駐車可能台数 | 台 |
| 【認定の条件】 | | | | | |
| ※必要な関係法令を遵守すること。 | | | | | |

別紙様式3（第7条関係）

年間販売実績書（年分）

年 月 日

新潟市長様

直売所開設者

住所

氏名（名称・代表者）

新潟市農畜物直売所設置要綱第7条の規定により、実績を報告します。

| | | | | | | | | |
|---|-------|-----|--------|------|---|------|--|--|
| 直売所名称 | | | | 構成員数 | 人 | | | |
| 直売所所在地 | | | | | | | | |
| 開設年月日 | 年 月 日 | | 年間販売金額 | | | | | |
| 年間販売実績 | 販売品目 | 仕入先 | 販売時期 | 販売量 | % | 販売金額 | | |
| | | | | | | 円 | | |
| | 合計 | | | 100 | | 100 | | |
| 開設者自らの生産する農畜産物等の販売の割合及び開設者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものの割合（%） | | | | | | | | |
| その他（開設計画書提出時からの変更点など） | | | | | | | | |

※販売実績は、毎年1月1日から12月31日までの実績を記入し、3月31日までに提出すること。

今後の変更予定（4月1日以降、自動販売機の設置など経営内容に変更の予定があれば具体的に記入）

※内容によっては事前相談が必要な場合があります。

別紙様式4（第9条関係）

廃業届

年 月 日

新潟市長様

届出者

住所

氏名（名称・代表者）

農畜産物直売所を廃業しましたので、新潟市農畜物直売所設置要綱第9条第2項の規定により、届出をします。

記

| | |
|--------|-------|
| 直売所名称 | |
| 直売所所在地 | |
| 廃業年月日 | 年 月 日 |
| 廃業の理由 | |